

政策解説

地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)の概要について

内閣府地域活性化推進室 原山 幸一郎

資料1 地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)の概要

経済対策で追加される公共投資の地方負担が大規模であり、予算編成の遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、今回限りの特別の措置として、平成24年度補正予算において地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)を創設する。

1 平成24年度補正予算計上額 1兆3,980億円(建設公債対象経費)

※経済対策における公共事業等の追加に伴う地方負担総額の8割

2 所管 内閣府(地域活性化推進室)
ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

- (1) 交付対象: 実施計画を策定する地方公共団体
- (2) 交付方法: 実施計画に掲載された事業に対し、交付限度額を上限として交付金を交付
- (3) 交付限度額: 各地方公共団体の追加公共事業等(直轄及び補助)の地方負担額等をベースとして算定。

※財政力の弱い団体に配慮し、財政力指数により調整(最も財政力の弱い団体が地方負担額の9割程度となるよう設定)

4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当

- 地方単独事業(建設地方債対象事業に限る。)
- 建設公債の対象となる国庫補助事業(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)

※1 ただし、建設公債の対象とならない国庫補助事業であっても、その地方負担分が建設地方債の対象であるものは充当可能。

※2 財政事情、追加公共事業等及び地方単独事業の事業量等を踏まえて、やむを得ない場合は、一部を基金に積み立て、平成25年度以降における地方単独事業の財源とすることも可。

「地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)」(以下「交付金の趣旨」)

交付金の趣旨

「地域の元気臨時交付金」という。下「緊急経済対策」において、「本対策において追加される公共投資の地方負担が大規模であり、予算編成の遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し本対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう、今回限りの特別の措置として、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の追加公共投資の負担額等に応じて配分し、地域経済の活性化と雇用の創出を図る「地域の元気交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)」(仮称)を交付する」(緊急経済対策第3章Ⅱ2.(5)より抜粋)こととされたことを踏まえ、創設するものである。

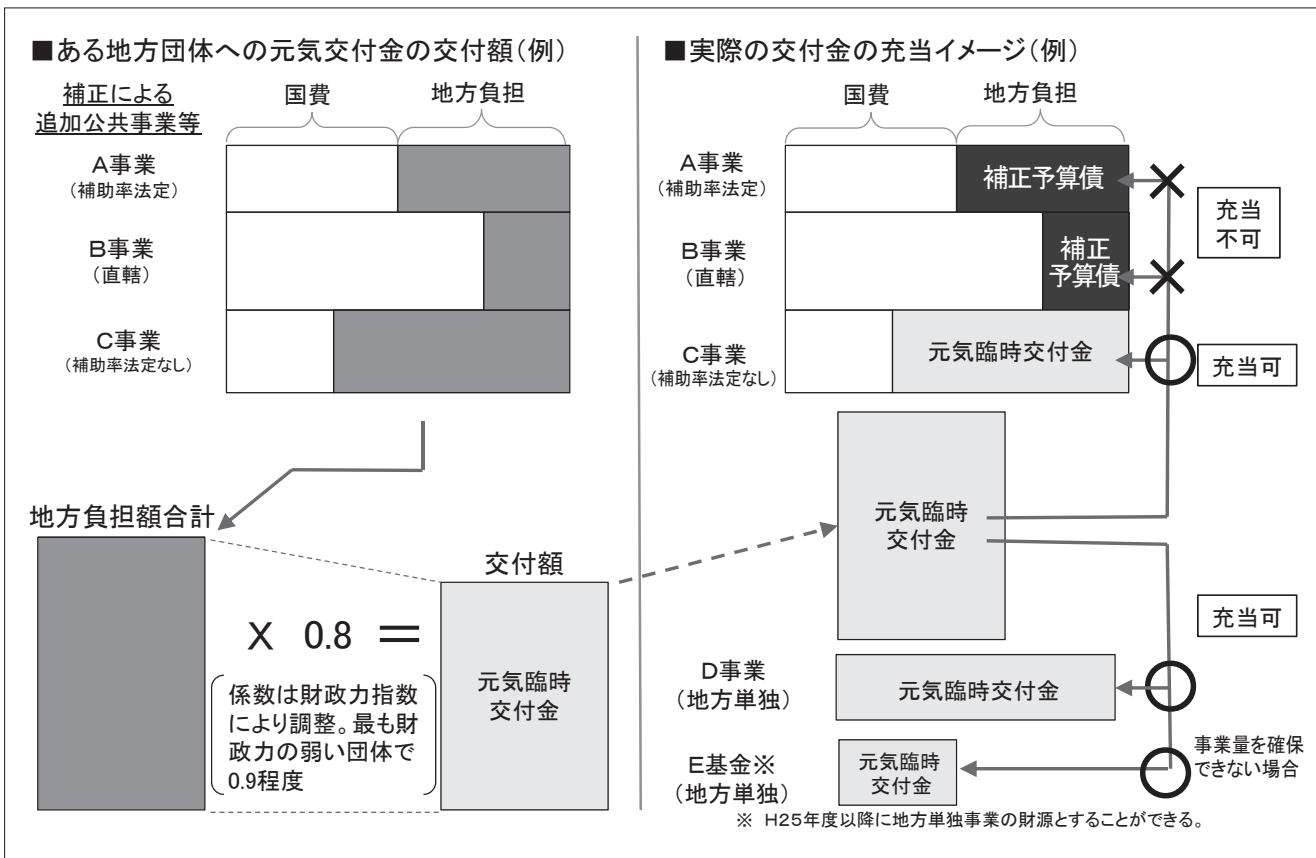
地域の元気臨時交付金は、地方公共団体が作成する同交付金に係る実施計画(以下「実施計画」という。)に基づき事業の費用のうち、当該地方公共団体が負担する経費に充てるために国が交付する交付金である。また、その予算額は平成24年度補正予算(第1号)に計上された公共事業及び施設費(以下「公共事業等」という。)の地方負担額の8割に相当する額であり、1兆3,980億円(建設公債発行対象経費)となつてい

平成25年1月11日に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(以下「緊急経済対策」という。))が閣議決定された。以下では、今般の緊急経済対策に盛り込まれた「地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)」について、ご紹介させていただく。(本稿でご説明する制度内容は1月末現在のものであり、今後制度設計が進むにつれ、必要に応じた更新があり得ることを予めご了承いただきたい)

てい

政 策

資料2 地域の元気臨時交付金のスキーム



交付対象や使途等について説明する(資料2「地域の元気臨時交付金のスキーム」をご参照されたい。また、内容については、平成21年度補正予算(第1号)において創設された「地域活性化・公共投資臨時交付金」と類似の仕組みとなっていることを申し添える。)

まず、交付対象に関しては、ある地方公共団体において、一般の補正予算で追加される公共事業等(A事業(法律補助事業・法令に国の補助負担割合が規定されているもの)、B事業(直轄事業)、C事業(予算補助事業・法令に国の補助負担割合が規定されていないもの))を行うとすると、それぞれの事業において地方負担が発生する。地域の元気臨時交付金はこの地方負担の軽減を図ろうとするものであり、追加の公共事業等を実施する地方公共団体に交付されることとなる。

また、先の3事業(A、B、C事業)を行う地方公共団体への交付限度額は、地方負担額の合計を基礎とし、当該地方公共団体の財政力を勘案した調整を加えて地域の元気臨時交付金予算額の範囲内で算定される

交付金の概要

交付対象や使途等については、資料2「地域の元気臨時交付金のスキーム」をご参照されたい。また、内容については、平成21年度補正予算(第1号)において創設された「地域活性化・公共投資臨時交付金」と類似の仕組みとなっていることを申し添える。

まず、交付対象に関しては、ある地方公共団体において、一般の補正予算で追加される公共事業等(A事業(法律補助事業・法令に国の補助負担割合が規定されているもの)、B事業(直轄事業)、C事業(予算補助事業・法令に国の補助負担割合が規定されていないもの))を行うとすると、それぞれの事業において地方負担が発生する。地域の元気臨時交付金はこの地方負担の軽減を図ろうとするものであり、追加の公共事業等を実施する地方公共団体に交付されることとなる。

また、先の3事業(A、B、C事業)を行う地方公共団体への交付限度額は、地方負担額の合計を基礎とし、当該地方公共団体の財政力を勘案した調整を加えて地域の元気臨時交付金予算額の範囲内で算定される

予定である。具体的な調整については、財政力指数をもとに平均交付率を地方負担額の8割とし、財政力の弱い団体に配慮した算定が行われる予定である(最も財政力の弱い団体で地方負担額の9割程度)。なお、個別の事業が算定の基礎たる追加の公共事業等(例えばA、B、C事業)に含まれるか否かは、当該事業が建設公債発行対象経費か否かによる。

一方、地域の元気臨時交付金の使途、充当対象事業に関しては、以上と異なるので、留意いただきたい。

例えば、上述の地方公共団体においては、C事業の地方負担分には地域の元気臨時交付金を充当できるが、A事業やB事業の地方負担分には充当することが出来ない。法律補助事業の地方負担分には同交付金を直接的に活用することは、国と地方の費用分担を定めている法制度の趣旨を失わせることになるためである。その代わり、この地方公共団体では、D事業(地方単独事業・建設地方債対象事業に限る。)に充当できることになる。なお、財政事情、追加公共事業等及び地方単独事業の事業量等を踏まえて、やむを得ない場合には、一部を基金に積み立て、平成25年度以降に地方単独事業の財源とすることも可能(資料2中、E基金)。

■参考 充当対象となる事業の詳細

※平成25年1月28日時点

	地方がH25.1.12以降のH24年度予算に計上し、実施するもの	地方がH25年度予算に計上し、実施するもの
国庫補助事業(法令に規定されているものに限る。)	国のH24年度補正予算(第1号)に計上された以下の事業 ①建設公債対象となる事業 ②建設公債対象とならない事業であり、地方負担分が建設地方債充当可能事業	国のH24年度補正予算(第1号)又は国のH25年度当初予算に計上された以下の事業 ①建設公債対象となる事業 ②建設公債対象とならない事業であり、地方負担分が建設地方債充当可能事業
地方単独事業(建設地方債の対象となるものに限る。)	全て	全て
基金	—	①国のH24年度補正予算(第1号)に計上された医療施設耐震化臨時特例交付金、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金及び森林整備加速化・林業再生整備交付金の事業の将来の地方負担に充てるための基金 ②H25年度以降の地方単独事業に充てるための基金

以上のように、追加公共事業等の地方負担額をもとに交付された交付金を、地方公共団体の平成24年度補正予算及び平成25年度予算の中で、国の予算補助事業の地方負担分又は地方単独事業に活用いただくことにより、当初これらの事業の財源として予定していた一般財源及び起債が不要となることから、実質的に追

加公共事業等の地方負担が軽減されるというのが、この地域の元氣臨時交付金の仕組みである。



1月11日に緊急経済対策が閣議決定され、これに伴い同15日に補正予算案が閣議決定された。その後内閣府では、関係機関と調整の上、1

月22日に各都道府県及び政令指定都市の担当者にお集まりいただき、説明会を行った。補正予算が成立すると、その後、各省において補正予算による追加公共事業等の地方公共団体への補助金等の内示等が行われ、地方公共団体からの交付申請を受け、交付決定が行われる見通しである。地域の元氣臨時交付金の執行においては、地方公共団体ごとの地方負担額を把握する必要があるので、各省の動きにあわせて各省や地方公共団体に地方負担額の調査へご協力いただく。地方公共

交付限度額の提示を踏まえ、各地方公共団体においては地域の元氣臨時交付金の実施計画(充当対象事業等を記載。)をご作成・ご提出していただき、実施計画の審査が行われる予定である。その後、地域の元氣臨時交付金は各省に移し替え、各省において執行することとなる(執行省庁については、一つの省庁の国庫補助事業を実施するのみの場合は当該省庁、それ以外は総務省となる予定。)



今回、機動的・弾力的な経済財政運営により景気の底割れを回避するため、即効性や需要創造効果の高い施策を優先しつつ補正予算が組まれているが、これに伴う地方負担の軽減を図るために地域の元氣交付金が創設された。今後は、各施策の迅速な実施を通じて経済効果が早期に発揮されるようご協力をお願いしたい。

◎休刊のお知らせ◎
2月18日付の町村週報は、休刊とさせていただきます。第2830号は2月25日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしくお願いたします。

フォーラム

みなかみ町は平成17年10月1日に月夜野町、水上町、新治村の2町1村が合併して誕生しました。群馬県最北端に位置し谷川連峰を県境として新潟県と接しています。東京の中心から直線距離で150kmであり、高速道路の利用では、月夜野ICと水上ICの2つのインターチェンジが町内にあることから約2時間で到着します。また新幹線では上越新幹線の上毛高原駅があり、東京駅から1時間20分と首都圏から



5つのダム(矢木沢、奈良俣、須田貝、藤原、相俣)を持ち首都圏流域約3,000万人の生活と経済を支える利根川源流の町として、豊かな自然を守り育てるべくみなかみ町発足以来

森を育み清流を守る

らのアクセスに大変恵まれています。谷川岳に象徴されるように山岳が多く、2,000m級の山々に囲まれた町の中央を利根川の清流が流れ、その周辺には18の温泉郷が点在する自然豊かな町です。町の面積は約780平方キロメートルであり、その9割は林野で約7万haにおよびます。この広大な山林に利根川は育まれ、その貴重な「利根川の源流」を守るため、町全体で水源の涵養や保全などの活動をしています。また、利根川の流域を含む都市住民との交流などを通じ、水の大切さと水源地の魅力を伝える活動もしています。

現地レポート
地域資源を活かした
活性化策

**水を守り森林を育む
利根川源流の町**
〜関東の水瓶を自負して〜



群馬県 **みなかみ町** まち

△町の中心を流れる利根川と雄大な谷川岳

フォーラム

◁作業開始前の安全確認ミーティング



◁隊員たちによる刈払い作業



「谷川連峰・水と森林防人宣言」や「環境力宣言」を行ってきました。平成20年3月には水と森を育むまちづくり構想「エコタウンみなかみ」を策定し、貴重な地域資源の活用と保全、交流活動を推進するため、平成20年10月に「利根川源流森林整備隊」を組織化しました。

整備隊の活動は間伐前の準備作業となる刈り払いや灌木類の伐採、作業の安全を図るための作業機械講習会、山野草研修など多岐に渡っています。

活動の中心となるのは、公募ボランティアで、登録人数170名余を数え、

年間活動日数15日〜20日、延べ参加者数約4000人が活動に携わっています。

整備隊による作業終了後は、利根沿田森林組合や素材生産組合等林業の専門家が間伐を行い、販売収益を森林所有者へ還元するというサイクルを構築しています。このような連携により平成20年度の実績は60haほどで、その後は毎年100ha以上となり平成23年度末までに累計375haの森林整備を終えました。

今後は、共有地や大規模森林所有者を中心とした活動から、小面積の個人

所有林を団地化する集約化事業に取り組むことで整備の促進を図りたいと考えています。

小水力発電への取り組み

利根川最上流に位置する町であることから、その水力と落差を利用して昔から水力発電所が多く立地しており、首都圏の水瓶としてのダムにも多くの発電所が併設されています。2か所の揚水式発電所がありその発電出力は144万kwありますが発電力としてその分を控除しても、水力発電所は12箇所

が町内にあり年間おおむね10億kwhが発電されており、町内の推計消費量9億kwhに比べて約1.2倍で使用量からみれば電力の完全自給地域となっています。

このように地域の個性を大切に、身近なところで再生可能エネルギーを積み上げてゆく意識を醸成することは極めて大切なことです。このため平成21年度に環境省の委託事業としての「小水力による市民共同発電実現可能性調査」に取り組みました。これをきっかけとして、谷川地区住民を中心に「谷川区小水力検討会」が設置され、「虹



▷ピコ発電プロジェクトに取り組む谷川地区の住民



▷設置された小水力発電機

フォーラム

の谷ピコ水力 t a n i g a w a プロジェクト」が町と地域住民による協働事業として始まりました。

群馬県が開催する研修会への参加や実績のある N P O との勉強会を重ね、流量調査から設置まで地域の方の手作りでおこなっています。平成23年2月に完成し、現在は春秋季500W、冬季100〜200Wの発電をしております、その電力は発電所付近の外灯と近くに架かる橋をイルミネーションで飾っています。

この発電所のすばらしいところは、地域住民の方たちが、自ら考え行動し設置運営しているところです。小水力発電に対し当初にも興味の無かった方達が、検討会に参加することをきっかけに興味を覚え、1から勉強し設置運営している点だと思っています。町として今後は、2か所のピコ発電の設置と小水力発電所の検討を促進してゆくこととしています。

アウトドアスポーツ振興条例の策定

みなかみ町で、アウトドアスポーツが始まったのは、今からおよそ20年前、利根川をゴムボートで下るラフティングが先駆けでした。利根川の源流には矢木沢、奈良俣、藤原などのダム湖があり、雪解けの水が4月から5月にかけてダム湖から放流され、大量の水が

勢いよく流れます。水温は低いもののラフティングにとっては絶好のコンディションとなります。このようなことから、外国でラフティングの技術を習得した若者がみなかみ町で始めたのが始まりです。また、別の背景としては日本カヌー連盟が平成20年まで32回にわたり全日本カヌースラローム競技大会を開催していました。同じように大学生が主体となって利根川をゴムボートで下る「日本リバーベンチャー選手権大会」が開催されており、今年で第37回目となります。これらの大会が開催されていることが利根川の急流

を生かしたスポーツの普及と人材の定着に大きく貢献してきました。今ではラフティングを行う事業者は14事業者となっています。



▷谷川連峰の雪解け水が流れ込む利根川で豊かな流れを楽しむラフティング

河川環境を生かしたスポーツとして、5〜6年前くらいから利根川の支流の川を使ったキャニオニングやシャワークライミング、ダム湖を生かしたレイクカヌーが行われるほかパラグライダーやバンジージャンプ、冬にはスキー、スノーボードのほかにもスノーシュートレッキングなども行われるようになっていきます。

河川の利用に関しては基本的に自由



▷日本で唯一のブリッジバンジーは、高さ40m

使用ですが、来町者に安心して体験してもらえるよう、安全確保のためのルールづくりを行って安全レベルの向上を目指そうという機運が高まりました。

平成22年にアウトドアスポーツの先進地であるニュージューランドのクイーンスタウンへ町、議会、事業関係者の有志による視察研修を行い、みなかみ町のアウトドアスポーツの目指すべき方向と安全基準の早期確立の必要性を確認しました。

現在、前述のアクティビティーを含めると31のカテゴリーでアウトドアス



▷ならまた湖で探検気分を味わうレイクカヌー

◀ 自然の滝や沢を滑り台のように滑り、滝壺めがけて飛び込み、渓谷を下るリバースポーツ、キャニオニング



ポーツが展開され、30を超える事業者により、「一般社団法人アウトドア連合会」が組織されています。

調査研究が進み、議会議員とアウトドア連合会が意見交換の中から平成24年の9月にはみなかみ町議会定例会で議会提案という形で「みなかみ町アウトドアスポーツ振興条例」が制定されました。この条例の目的は、アウトドアスポーツの安全性を確保し、安心して楽しめる環境づくりを進めるとともに、自然環境の保護及び保全にも配慮してアウトドアスポーツの振興を図ろうとするものです。

この条例の施行を平成25年4月1日に迎えるにあたり、アクティビティごとに組織されている組合が運用していたそれぞれの運行規定などを踏まえ、関連する規則や規程などの整備を進めているところです。

現在みなかみ町でアウトドアスポーツを体験されている人数は13万人とも15万人とも言われており、条例の効果的活用によってさらに安全で質の高いアウトドアスポーツを実現し、日本における第一級のアウトドアスポーツタウンを目指して行きたいと考えています。

みなかみ町長 岸 良昌

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。



聖地に魅せられて



香川県土庄町長 岡田 好平



土庄町は、瀬戸内海国立公園の東部に浮かぶ小豆島の北西部に位置しています。気候は、明治四十一年、地中海から初めて持ち込まれたオリブの木が、我が国で唯一小豆島だけに根付いたように、四季を通じて温暖な瀬戸内式気候です。そして今では「オリブの島」として知られるようになりました。

オリブは、旧約聖書のノアの箱舟で、一羽の鳩がオリブをくわえて舞う姿が伝えられたり、オリンピックで勝者にオリブリースを栄冠として与えたりしているように、「幸せと平和を呼び込む力を持つ」と伝えられています。そんなオリブが、小豆島の爽やかな風ときらきら輝く太陽の光を浴びて、優しく揺れ、島いっばいに植えられています。「人々の永遠の平和と幸せ」を大きなテーマとした「癒しと和み」の世界がある、この土庄町の聖地を改めて散策してみました。

のひとつ、第五十四番札所宝生院の境内にあります。幹の根元の周囲は十六・六メートルもあり、樹齢は千五百年以上と推測されています。そばへ行くと、風と光も共演し、その幻想的な雰囲気と幹から発せられるパワーに圧倒されました。

次に、今一番人気のスポットになっている恋人の聖地「エンジェルロード」を訪れました。潮の満ち干きで道が現れたり消えたりする不思議なスポットで、干潮時には大小三つの島が砂道で結ばれ、渡ることもできます。その神秘的な現象から「エンジェルロード」に大切な人と訪れ手を繋いで渡ると、二人の間に天使が舞い降り、願いを叶えてくれる」という噂があります。以前テレビ番組で一人の男性が「彼女との初めてのデートがエンジェルロードだったんです。その後まもなくして結婚し、更に数ヶ月後には彼女が妊娠したんです。本当に天使が舞い降りてきてくれたんですね。」と語っているのを見ました。決して偶然ではないという彼の想いや笑顔を思い出し、とてもロマンチックな気持ちになりました。

最後に「夕陽ヶ丘」を訪れました。その名が示す通り、小豆島随一の美しい夕陽を眺めることができるスポットです。日本の夕陽百選にも選ば

れていて、瀬戸内海に浮かぶ大小の島ひとつひとつを夕陽が優しく包み込み、島々のシルエットが織りなす幻想的な情景を伝えてくれます。壮大な自然が醸し出す美しいこの景観は、一年を通じて見ることができ、海面に長く伸びた黄昏色の輝きは、何度見ても感動を与えてくれます。他にも聖地というべき観光スポットはありますが、今回はこの四ヶ所だけにしました。山や海の溢れんばかりの自然とそのパワーに触れ、心身ともにリフレッシュできました。三月から「瀬戸内国際芸術祭二〇一三」が開催されます。今回の瀬戸内国際芸術祭は春、夏、秋の三シーズンの会期となっており、瀬戸内の島々の四季を、日本各地はもとより世界各国からの大勢の方々にも満喫していただけるよう、また、土庄町の「癒しと和み」の世界を体中で感じながら取り組んでまいりたいと思っています。





車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら!

- 無事故による割引で新規から **33% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱年一括払いによる割引で更に **5%**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払いの5%割引の適用はありません。)

さらに

無料ロードサービスがついてきます。
ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

◎1年間事故が無かった場合は、翌年の等級は1等級上がります。
事故によって車両共済(保険)をご利用された場合は、事故件数1件につき3等級下がります。

契約条件と掛金(保険料)例

- ・自動車総合保険(損保ジャパン) 保険期間1年
- ・自動車保険集団扱年一括払いによる割引5%適用

車名	フィット
型式	GE6
初度登録	平成23年2月
年齢条件	26歳以上補償
運転者限定	本人・配偶者限定
記名被保険者	30才
新車割引	有
共済(保険)金額	150万円
払込方法	集団扱年一括払



加入タイプ	自己負担額(免責金額)なし	自己負担額(免責金額)5万円
一般条件(割引適用済)	56,400円	42,710円
(通常・新規で加入する場合)	79,970円	60,570円
車対車+A(割引適用済)	25,040円	18,960円
(通常・新規で加入する場合)	35,500円	26,880円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のもので、保険料は平成23年4月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
 - ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
 - ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
 - ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。
- ※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里 (取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月~金 午前9時30分~午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)または損保ジャパンにお問い合わせください。

TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひとつとき

静かさ心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとまどめ、ゆったりとしたやすらぎのひとつときをお届けいたします。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



土・日・祝日は
リーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、
平日料金の **20%OFF**

金曜日のご宿泊は、
平日料金の **15%OFF**

和室もございますのでお問い合わせ下さい。
禁煙ルームをご用意しております。



シングル 119 室
平日料金 9,817 円より **SINGLE ROOM**

金曜日料金
15% OFF 8,344 円より

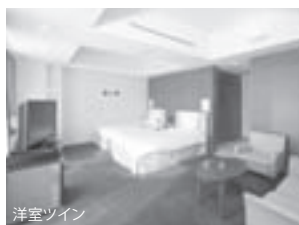
土・日・祝日料金
20% OFF 7,854 円より



ダブル 12 室
平日料金 13,282 円 **DOUBLE ROOM**
(2名利用) ※1名利用の場合 11,072 円

金曜日料金
15% OFF 11,289 円
※1名利用の場合 9,326 円

土・日・祝日料金
20% OFF 10,626 円
※1名利用の場合 8,778 円



ツイン 17 室
平日料金 18,480 円より **TWIN ROOM**
(2名利用)

金曜日料金
15% OFF 15,708 円より

土・日・祝日料金
20% OFF 14,784 円より



会議室・宴会場

2階には広さと設備が多様な、大小4つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



カジュアルレストラン「ベルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00
ティータイム 14:00 ~ 17:00
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)



和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30
(14:00 ラストオーダー)
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)



全国町村会館

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

TEL 03(3581)0471

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

ご宿泊の予約が、全国町村会館の WEB からお申し込みいただけます。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3番出口徒歩 1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩 5分
- タクシー東京駅から約 20分

